



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
7月12日
第324号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の徴収事務の委託（森林政策課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出（障害福祉課）	2
道路区域の変更（道路保全課）	2
道路の供用開始（道路保全課）	3
<h3>○ 公 告</h3>	
公共測量終了公告（監理課）	3
随意契約の相手方決定の公告（教育総務課）	3
<h3>○ 教育委員会教育長公告</h3>	
令和5年度滋賀県立学校実習助手（農業・工業）採用選考試験実施公告（教職員課）	4

告 示

滋賀県告示第296号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年7月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 委託の相手方

- 滋賀県森林組合連合会 大津市大萱四丁目17-30
- 滋賀南部森林組合 大津市瀬田神領町番戸谷40-1
- 滋賀中央森林組合 甲賀市水口町鹿深3-39
- 東近江市永源寺森林組合 東近江市山上町3544
- びわこ東部森林組合 犬上郡多賀町多賀246
- 滋賀北部森林組合 米原市市場438
- 長浜市伊香森林組合 長浜市木之本町黒田1015
- 高島市森林組合 高島市朽木野尻364-2

2 委託事務の内容 林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の徴収事務

3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 徴収の方法 指定口座への振込みにより徴収する。

滋賀県告示第297号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年7月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
きよし堂薬局	近江八幡市鷹飼町547-2 きよし堂ビル1階	薬局	川 端 潤 子	令和4.6.1
キリン堂薬局草津追分店	草津市追分南六丁目1番6号	薬局	田 村 杏 子	令和4.7.1

滋賀県告示第298号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年7月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	キリン堂薬局草津追分店	草津市追分南六丁目1番6号	薬局	田 村 杏 子	令和4.7.1

滋賀県告示第299号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年7月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
せせらぎ調剤薬局	甲賀市水口町京町6番12号	薬局	令和4.6.30

滋賀県告示第300号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年7月12日から令和4年7月26日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域					
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考	
県道	豊郷停車場線	犬上郡豊郷町大字八目字千堂123番1地先から	変更後	最小 12.0m	7.3m	道路改良工事(歩道拡幅)に伴う道路区域の変更	
		犬上郡豊郷町大字八目字千堂123番1地先まで		最大 15.8m			
		犬上郡豊郷町大字八目字千堂123番1地先から	変更前	最小 12.0m			7.3m
		犬上郡豊郷町大字八目字千堂123番1地先まで		最大 12.0m			
		犬上郡豊郷町大字八目字千堂136番地先から		最小 6.3m		道路改良工事(歩道拡幅)	

安食西八目線	犬上郡豊郷町大字八目字千堂 136番地先まで	変更後	最大 10.0m	7.7m	に伴う道路区域の変更 (路線重用) 豊郷停車場線 L=7.7m
	犬上郡豊郷町大字八目字千堂 136番地先から	変更前	最小 6.3m	7.7m	
	犬上郡豊郷町大字八目字千堂 136番地先まで		最大 6.3m		

滋賀県告示第301号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月12日から令和4年7月26日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
豊郷停車場線	犬上郡豊郷町大字八目字千堂123番1地先から 犬上郡豊郷町大字八目字千堂123番1地先まで	令和4.7.15 9時	L=7.3m
安食西八目線	犬上郡豊郷町大字八目字千堂136番地先から 犬上郡豊郷町大字八目字千堂136番地先まで	令和4.7.15 9時	L=7.7m

公 告

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、中日本高速道路株式会社名古屋支社長 池田 光次から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和4年7月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 作業の地域 名神高速道路(彦根市、東近江市、米原市、愛荘町、甲良町、多賀町)
新名神高速道路(甲賀市)
北陸自動車道(長浜市、米原市)
- 作業の終了日 令和4年6月14日

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年7月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 校務情報ネットワークシステム維持業務 一式
- 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4518
- 随意契約の相手方を決定した日 令和4年5月2日(月)
- 随意契約の相手方の氏名および住所 西日本電信電話株式会社滋賀支店 大津市浜大津一丁目1番26号
- 随意契約に係る契約金額 341,000,000円
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

教育委員会教育長公告

令和5年度滋賀県立学校実習助手(農業・工業)採用選考試験実施公告

令和5年度滋賀県立学校実習助手(農業・工業)採用選考試験を次のとおり行います。

令和4年7月12日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

1 採用予定職種および人員 実習助手(農業・工業) 4人程度

2 受験資格

(1) 昭和48年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務条件等

(1) 採用の時期 令和5年4月1日

(2) 勤務先 実習助手(農業・工業) 滋賀県立学校(専門学科または総合学科を有する高等学校)

(3) 給与等

ア 給料(教職調整額、義務教育等教員特別手当および地域手当を含む。)は、高等学校卒業の者で月額187,699円で、経験その他に応じて一定の額が加算されます。その他に扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれ条件に応じて支給されます(令和4年4月1日現在の額であり変更することがあります。)

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 選考方法

(1) 日時

ア 教養試験および小論文試験 令和4年10月15日(土)午前8時30分から(受付は午前8時15分から)

イ 面接試験 令和4年10月15日(土)または同月16日(日)

(2) 場所 滋賀県庁東館7階大会議室(大津市京町四丁目1番1号)

大津合同庁舎7階会議室(大津市松本一丁目2番1号)

(3) 方法 高等学校卒業程度の内容で、次の方法により行います。

ア 教養試験 一般教養に関する択一式の問題

イ 小論文試験 与えられたテーマに関する論述問題

ウ 面接試験 個人面接

(4) 結果発表 令和4年11月下旬までに受験者宛て通知するとともに、合格者は令和5年度実習助手採用候補者名簿に登載します。合格者を対象に健康診断(令和5年1月12日(木)および同月13日(金)のうちいずれか1日を指定して実施予定)および採用内定者研修会(令和5年1月14日(土)実施予定)を行います。

(5) 携行品

ア 受験票(送付された受験票に履歴書に貼ったものと同一の写真を貼り、試験当日必ず持参してください。)

イ 筆記用具

ウ マスク

5 受験手続および受付期間

(1) 出願書類の請求 出願書類は、滋賀県教育委員会ウェブページからダウンロードすることができますが、郵送で請求する場合は、封筒の表に「実習助手出願書類請求」と朱書きし、返信用封筒(長形3号(12cm×23.5cm)の封筒に94円切手を貼り、宛先を明記したもの)を同封のうえ、滋賀県教育委員会事務局教職員課県立学校人事係(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号)まで請求してください。

(2) 出願方法 出願者は、持参または郵送により、5(3)の出願書類各1通を受付期間内に提出してください。なお、出願後、出願書類の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに文書で教職員課へその旨を届け出てください。

ア 持参の場合 滋賀県教育委員会事務局教職員課(県庁新館5階)で受け付けます。

イ 郵送の場合 角形2号(24cm×33.2cm)の封筒を用意し、表左下に「志願書在中 実習助手」と朱書きしてください。必ず簡易書留により送付してください。

宛先 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県教育委員会事務局教職員課県立学校人事係

(3) 出願書類

ア 志願書(所定用紙)

イ 履歴書(所定用紙に最近3か月以内に撮影した写真を貼ったもの)

ウ 最終学校成績証明書(在学中の者は、既得の単位数および成績についての証明書)

エ 最終学校の卒業(修了)証明書(在学中の者は、卒業(修了)見込証明書)

オ 日本郵便通常はがき 1枚(料金63円のもの。切手不可。)

※ 表面に郵便番号、住所および氏名を記入してください。

※ なお、このはがきは受験票となるので、返送された後に、履歴書に貼ったものと同一の写真を貼ってください。受験票が令和4年10月11日(火)までに到着しない場合は、滋賀県教育委員会事務局教職員課県立学校人事係(電話 077-528-4532)に連絡してください。

(4) 提出先 滋賀県教育委員会事務局教職員課県立学校人事係

(5) 受付期間 令和4年9月12日(月)から令和4年9月26日(月)までの午前9時から午後5時まで受け付けます。

ただし、土曜日、日曜日および祝日は閉庁しているので受け付けません。

なお、郵送の場合は、令和4年9月26日(月)必着のものに限り受け付けます。

6 その他

(1) 受験資格を欠いていることが判明したときは、採用に係る資格を取り消すものとします。

(2) 身体等に障害のある方で、試験場等において配慮を希望される方は、受付期間中に滋賀県教育委員会事務局教職員課まで連絡してください。

(3) 選考日時および場所は受験票に記載します。

(4) 選考場所への自家用車の乗り入れは禁止します。

(5) 自然災害や新型コロナウイルス感染症等の影響のため選考日時等を変更せざるを得ない場合は、滋賀県教育委員会ウェブページへの掲載により連絡します。

(6) 問合せ先 滋賀県教育委員会事務局教職員課県立学校人事係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4532

